○総務省告示第三十九号

無線従事者規則（平成二年郵政省令第十八号）第二十一条第一項第六号の規定に基づき、平成五年郵政省告示第五百五十三号（無線従事者養成課程の実施要領を定める件）の一部を次のように改正し、平成二十七年四月一日から施行する。

平成二十七年二月十九日

総務大臣　山本　早苗

別表第一号１の表中

第三級陸上特殊無線技士
C
C
C
C
C
C
C
C
C

を

第三級陸上特殊無線技士	第二級アマチュア無線技士
C	B
	B
	B
	A
	A
	A
	B
C	A
C	A
C	A
C	B
	A
	A
C	B
C	C
C	B
	A
	B
	A
C	B

に改め、同別表４の表中

無線通信装置（多重化装置を含む。）	デジタル方式無線通信装置	移動体無線通信装置及び固定無線通信装置（マイクロ波多重無線通信装置を含む。）	
	衛星通信のための無線通信装置（ＶＳＡＴを含む。）		
	アナログ方式無線通信装置	多重化方式（ＳＳ方式）	
		非多重化方式（ＦＭ方式）	
多元接続方式	ＦＤＭＡ、ＣＤＭＡ、ＴＤＭＡ及びＯＦＤＭＡ		

を

無線通信装置（多重化装置を含む。）	デジタル方式無線通信装置	移動体無線通信装置及び固定無線通信装置（マイクロ波多重無線通信装置を含む。）	
	衛星通信のための無線通信装置（ＶＳＡＴを含む。）		
	アナログ方式無線通信装置	多重化方式（ＳＳ方式）	
		非多重化方式（ＦＭ方式）	
	多元接続方式無線通信装置	ＦＤＭＡ、ＣＤＭＡ、ＴＤＭＡ及びＯＦＤＭＡ	

に改め、同別表５を次のように改める。

５　アマチュア資格（第二級アマチュア無線技士、第三級アマチュア無線技士及び第四級アマチュア無線技士）(注４)

授業科目及び内容の分類（資格別専門科目）					養成課程別の授業の要否及び程度（注３）		
授業科目	授業内容	授業内容の要旨	授業内容の詳細	授業内容の区分（注２）	第二級アマチュア無線技士	第三級アマチュア無線技士	第四級アマチュア無線技士
無線工	電子回路	論理回路	ゲート回路及び真理値表	基礎	B		
		デジタル信号処理	ＤＳＰ	基礎	C		